

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和2年3月30日（月）

局側：総務部職員課長他

組合側：市職環境局支部長他

（局側）

昨年11月26日にお受けした「2020年度 業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」に対する回答をいたします。

《局側から組合側へ回答文書手交》

1点目についてですが、当局における令和2年度の要員配置については、人員マネジメントによる職員数の削減が求められています。

そうした中、限られた要員を有効活用するため、一部、局内事業移管を行っております。

内容を申し上げますと、環境施策課所管の環境基本計画を企画課へ、企画課所管の一般廃棄物処理基本計画を家庭ごみ減量課へ、事業管理課の環境事業センターの計画整備・維持補修を施設管理課へ移管してまいります。必要要員については、業務量等を精査のうえ、必要とする要員を措置してまいりたいと考えております。

その他、管理職ポストの新設・廃止等を行いますが、その内容については、庁内ポータルに掲載しております人事異動情報等をご覧いただきたいと考えています。いずれにしましても、職員の勤務労働条件に変更はありませんから、ご理解をよろしくお願いいたします。

今後も、本市の人員マネジメント基本の方針である、『所属長が創意工夫を図り、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による自律的な人員マネジメント』を実施してまいりたいと考えています。また、業務内容や業務量等の精査、各職員の業務量の平準化などの工夫を行うことにより、職員数の削減に対応しつつ、勤務労働条件の悪化につながらないように、適正な要員配置に努めてまいります。

また、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、管理監督者に対し、業務終了時刻と退勤打刻の乖離の点検をはじめ、適切な業務従事状況の把握に努めるよう改めて周知徹底を図ってまいります。

なお、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、必要な事項について、交渉・協議を行いたいと考えております。

2点目の超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる労働基準法及び人事院規則

の改正にかかる取組についてですが、先の交渉で回答いたしましたとおり、各管理監督者が部下職員と十分にコミュニケーションを図るとともに、常日頃から上司部下、職員間での連携を心がけ、風通しのよい職場づくりに取り組んでまいります。

なお、2月末時点での行政職員・事業担当主事・事業担当主事補の超過勤務時間合計時間数は30,140時間、一人あたり80.2時間、昨年度の同時期での時間数は、35,513時間、一人あたり90.8時間となっており、合計時間数は、マイナス5,373時間、一人あたり時間数は、マイナス10.6時間となっております。

3点目の災害時の対応についてですが、本市では、平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を定めるとともに、同計画を実施するにあたり、当局において各担当部署の役割分担等を定めた「業務実施マニュアル」を平成30年3月に策定いたしました。本マニュアルに沿い、初動体制を確保してまいりたいと考えております。

被災自治体支援では、昨年、台風19号の豪雨により、河川が氾濫し、多くの市民のみなさまが被災した長野県長野市へ、10月29日から11月18日にかけて職員を派遣し、災害支援を行ってきたところです。今後も、被災自治体への支援を実施する必要が生じた場合は、対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項につきましては、交渉・協議をよろしくお願いいたします。

次に4点目についてですが、育児休業等により欠員が生じた場合には、臨時的任用職員や育休任期付職員制度による代替措置を行うなど、状況に応じて対応してまいりたいと考えており、ご理解をよろしくお願いいたします。

最後に5点目についてですが、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉・協議を行いたいと考えており、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(組合側)

ただいま、当局より『2020年度 業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ』に対する回答が示されました。

その中で、事業移管について、言及され、職員の勤務労働条件に変更はない旨、説明がありましたが、労働組合としては、その勤務労働条件に変更がないかどうかを、確認するための、事前協議が必要であるという認識ですから、一層、誠実な交渉・協議を行うよう求めておきたいと思っております。

また、超過勤務時間数についても説明がありました。超過勤務時間が削減されている点については労働組合としても評価したいと思います。一方で、組合員が残業を行う必要がある際に、上司の超過勤務時間の削減の指示を気にするあまり、結果として、サービス残業を行ってしまうことがないように十分に気を付けていただきたいと思います。管理職として、超過勤務時間を、ただ減らすように指示のみを行うのではなく、マネジメント力をしっかり発揮していただき、超過勤務時間削減に引き続き取り組んでいただきたいと思います。そのうえで、今後の組合員の超過勤務時間数については、

適宜、情報提供を求めたいと思います。

組合としても、取り巻く諸状況について認識しているところですし、今後も、労使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えているところではありますが、この間、組合員一人ひとりの『献身的な努力』によって、局事業が支えられていることは否めない事実であり、『献身的な努力』を基礎とした要員配置は考えられませんから、先の交渉でも申し入れている、『仕事と人』の関係整理に基づいた要員の配置、いわゆる適正配置方式による要員配置を改めて求めます。従いまして、安易に、人事室より求められた職員数削減にとらわれることなく、適正な要員配置となるよう局としての努力を求めておきます。

最後に、今後、組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請しておきます。その上で、本日の当局からの回答について、一定了解することとします。

(局側)

以上で本日の交渉を終了します。